

## 綾瀬市自治会及び自治会長連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会及び自治会長連絡協議会への補助金交付に関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 別表に規定する自治会をいう。
- (2) 借地料 綾瀬市自治会館条例（昭和53年綾瀬町条例第12号）第3条の規定により、自治会館の管理委託を受けた自治会が負担する当該自治会館に必要な用地に係る借地料及び当該用地に係る整備費用をいう。
- (3) 自治会長連絡協議会 自治会の長が、自治会相互の連絡協調及び地域社会の向上のために組織する団体をいう。

(補助事業)

第3条 補助金は、行政の円滑な推進並びに地域住民福祉の向上及び連帯意識の高揚を図り、明るく住みよいまちづくりを進めるための事業及び自治会長連絡協議会の運営に必要な事業に対して交付するものとする。

(補助対象及び補助額)

第4条 補助対象は、自治会活動費、借地料、自治会長連絡協議会運営費その他市長が特に必要と認める事業費とし、補助額は、市長が次の各号の規定により予算の範囲内で定めるものとする。

- (1) 自治会活動費補助は、均等割額及び前年の10月末日現在の自治会加入世帯数に係る世帯割額により算定する。
- (2) 借地料補助は、前年の10月末日現在の借地に係る土地賃貸借契約における借地料を基準とし、算定した年額とする。（借地に係る整備費用は必要最小限の整備費用とする。）ただし、新たに契約するものについてはこの限りでない。
- (3) 自治会長連絡協議会運営費補助は、自治会長連絡費用、自治会役員傷害保険費用、自治会役員合同研修会等に要する費用をもって算定する。

(4) その他市長が特に必要と認める事業とは、地域住民福祉の向上等に必要となった費用で、個別に算定する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会又は自治会長連絡協議会は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書を毎年5月末日までに市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、自治会及び自治会長連絡協議会補助金(変更)交付決定通知書(第1号様式)によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付時期等)

第8条 補助期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、交付は、上半期及び下半期の2期に分割するものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、自治会及び自治会長連絡協議会補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた自治会及び自治会長連絡協議会は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書に事業報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて会計年度終了後の5月20日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬市自治会及び自治会長連絡協議会補助金に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年5月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

(綾瀬市自治会長連絡協議会補助要綱の廃止)

2 綾瀬市自治会長連絡協議会補助要綱（平成2年4月1日施行）は、廃止する。  
（綾瀬市自治会運営費等補助要綱の廃止）

3 綾瀬市自治会運営費等補助要綱（平成2年4月1日施行）は、廃止する。

4 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第10条の規定は、平成12年度分の補助金について適用し、平成11年度分の補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成された用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

自治会名
落合自治会
中村自治会
上深谷自治会
蓼川自治会
大上自治会
寺尾南自治会
寺尾綾北自治会
寺尾北自治会
寺尾天台自治会
小園自治会
早川自治会
吉岡自治会
綾西自治会
上土棚自治会

第1号様式（第6条関係）

自治会及び自治会長連絡協議会補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付で申請がありました 年度綾瀬市自治会及び自治会長連絡協議会補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金の対象

2 補助金額 円

3 補助条件

第2号様式（第9条関係）

自治会及び自治会長連絡協議会補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市自治会及び自治会長連絡協議会補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

- 1 対象補助金の種類
- 2 変更の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 添付書類